

## 岐阜県ダンススポーツ連盟ガバナンスコード 遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。[giifu.jdsf.or.jp](http://giifu.jdsf.or.jp)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	日本ダンススポーツ連盟の定款に基づき、岐阜県のダンススポーツの統一組織として、ダンススポーツの振興を図り、オリンピック正式種目となることを目指すとともに、県民の心身の健全な発達ならびに社会貢献に寄与する。全国規模の大会への選手派遣選考会、競技力向上イベント、県民向けのダンススポーツ普及イベントを計画し、当連盟ホームページで公表している。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	岐阜県ダンススポーツ連盟規約第7条に入会金及び会費に関する内容を定めている。また、毎年第20条により監事が業務や財産について監査し、同規約10条により、総会において収支決算書及び貸借対照表、収支予算書を公表し議決、承認を得ている。	
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	本連盟規約第17条から22条において役員数、業務内容、理事と親族等特別な関係がある人物は2名以内かつ総数を理事数の30%以下、理事と監事の兼務の禁止、任期等が定められている。また、女性役員割合について、現在のところ16名中7名で43%となっている。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	理事は無報酬であり、現在も必要最小限の人数で組織運営をしている。現在、業務や責任が集中しないように役員体制を見直し、各部門ごとに責任者と副責任者を配置するなどの整備を進めている。	